

## 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討を求める意見書

女子差別撤廃条約選択議定書は、女子に対するあらゆる差別の撤廃を基本理念とする女子差別撤廃条約の実効性を高めるため、1999年の国連総会において採択されました。日本は1985年に条約を締結してから39年が経過していますが、選択議定書を批准していません。

選択議定書を批准した国々においては、条約によって保障されている権利が侵害されたとき、国連の女子差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができます。そして、委員会が女子差別撤廃条約に定める権利の重大又は組織的な侵害があるという情報を得た場合に、当該国の協力の下で調査し、調査結果を意見・勧告ができることになり、国際的な人権基準に基づいた女子のすべての人権侵害の救済、性別による不平等をなくすための国際基準が反映されやすくなります。選択議定書を未批准のままでは、女子差別撤廃条約実現に向けて、前に進むことはできません。

よって、国におかれましては、女子差別撤廃条約選択議定書の批准に向けた速やかな検討及び国内における議論をより一層加速されますよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年10月1日